



2025年2月14日

各 位

会社名 イーソル株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 勝敏
(コード番号：4420 東証スタンダード)
問合せ先 社長室長 落合 藤夫
(TEL. 03-5365-1560)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2025年3月28日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する目的等

1. 導入の目的

本制度は、当社の取締役（業務執行取締役に限る。以下「対象取締役」という。）に対して〔株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めること〕を目的とし、単年度の業績に連動する株式報酬として、当社取締役会においてあらかじめ設定した当社の業績目標に対する達成率等に応じて、譲渡制限を付した当社普通株式（以下「当社株式」という。）を支給する、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するものです。

2. 導入の条件

本制度は対象取締役に対し、報酬として当社株式の割当てのための金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給するものであります。本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、年額40,000千円以内の金銭債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から50年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、上記報酬枠とは別枠にて、当社の対象取締役に対する金銭報酬債権の総額及び本制度に係る上限株式数を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

業績評価の対象となる事業年度（以下、「業績評価期間」という。）において当社の取締役会があらかじめ決定した業績目標の達成度等に応じて支給する当社普通株式の数を当社取締役会で決定します。

また、これによる当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、原則として

以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

また、当社は、決定された各対象取締役を支給する本株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各対象取締役に対して支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、本株式の割当てを受けます。

当社は、業績評価期間における当社取締役会で決定した業績目標に対する達成度等に基づき決定される数の本株式を、業績評価期間の終了後に支給します。

なお、本制度の概要は以下のとおりです。

(1) 業績評価期間

本制度に係る業績評価期間は、原則として当社の取締役の役務提供期間（定時株主総会開催日から次期定時株主総会開催日まで）開始日の属する事業年度開始日から当該事業年度終了日までの期間とします。ただし、取締役会が必要と認める場合には、合理的な範囲において必要に応じ取締役会が業績評価期間を決定することができるものとします。

(2) 支給条件及び支給株式数

本株式は、業績評価期間の期初において、当社の取締役会が定める利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を達成した場合に限り支給するものとし、その支給数は業績目標の達成状況に基づき算出するものとします。

(3) 組織再編等の取り扱い

当社は、当社株式の支給前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象取締役に対する当社株式の支給は行いません。

(4) 本割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、原則として当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

4. 金銭報酬債権の上限及び支給株式数の上限

各対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、支給される株式数に、支給時株価を乗じて算定します。

なお、支給時株価は、当社株式の支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値。）とします。

また、本制度における金銭報酬債権の総額については各事業年度の連結営業利益の10%以内、対象取締役が支給を受ける当社普通株式の総数は年150,000株以内とします。（本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社執行役員、及び当社子会社の取締役に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。